

議案第53号	三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
文化スポーツ課	学校教育法の一部改正により、学校の種類として新たに義務教育学校が設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの
内 容	<p><b>【関係法令】</b> 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>学校教育法 第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> </div> <p><b>【改正内容】</b> 第4条の2第1号（使用することができる者の資格） 「小学校、中学校」の次に「義務教育学校」を追加</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日</p>